

○下妻市浄化槽設置事業費補助金交付要項

平成19年3月15日

告示第13号

改正 平成20年2月25日告示第18号

平成22年3月30日告示第49号

平成24年3月30日告示第74号

平成26年3月31日告示第72号

平成29年3月30日告示第55号

下妻市浄化槽設置事業費補助金交付要項（平成16年下妻市告示第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要項は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置事業費補助金を市予算の範囲内で交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のア及びイのいずれにも該当するものをいう。

ア 浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて（平成28年10月12日付け環境対発第1610123号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知）12に規定する浄化槽であること。

イ 社団法人全国浄化槽団体連合会及びその会員である社団法人茨城県水質保全協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、当該制度に基づき保証登録されたものであること。

(2) 通常型浄化槽 浄化槽のうち、次号に該当しないものをいう。

(3) 高度処理型浄化槽 浄化槽のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 窒素又はリン除去能力を有する浄化槽で、放流水の総窒素濃度が20ミリグラム毎リットル以下又は総リン濃度が1ミリグラム毎リットル以下の機能を有するもの

イ 窒素及びリン除去能力を有する浄化槽で、放流水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）が10ミリグラム毎リットル以下、総窒素濃度については10

ミリグラム毎リットル以下、総燐濃度については1ミリグラム毎リットル以下の機能を有するもの

ウ 窒素除去能力を有する浄化槽に燐除去機能を有する装置を付加して一体的に運用管理するもので、放流水のBODが10ミリグラム毎リットル以下、総窒素濃度については10ミリグラム毎リットル以下の機能を有する浄化槽に、放流水の総燐濃度が1ミリグラム毎リットル以下まで低下させる機能を有する装置を付加したもの

- (4) 専用住宅 主として居住を目的とした住宅（小規模店舗等を併設したもの（住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること。）を含む。）をいう。
- (5) 転換 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築主事等による確認の申請を要する建築物の新築、改築又は増築に伴うものを除く、専用住宅における新規浄化槽への入替えをいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた区域以外の地域において、専用住宅に浄化槽を設置しようとする者で当該住宅に住所を有するもの（当該補助事業の年度内に住所を有することが見込まれる者を含む。）に対して補助金を交付する。ただし、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する指定地域（以下「霞ヶ浦流域地域」という。）においては、高度処理型浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売又は譲渡する目的で浄化槽付き住宅等を建築する者
- (3) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 市税を滞納している者（市税を滞納している者と生計を一にする者を含む。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表の区分欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の補助額欄に定める額を限度とする。ただし、既設の単独処理浄化槽を撤去処分し、第2条に掲げる浄化槽を設置する場合は、別表の補助額に

9万円を加えた額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金に係る工事の着手前までに浄化槽設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図
- (2) 法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (3) 浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（標準契約書）の写し
- (4) 保証登録証（市町村用）
- (5) 国庫補助指針適合登録証の写し及び登録浄化槽管理票
- (6) 浄化槽構造図
- (7) 工事費見積書及び工事請負契約書の写し
- (8) 環境保全に関する誓約書の写し
- (9) 本人及び生計を一にする者の市税の納税を証明するもの
- (10) 住宅等を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- (11) 公共排水路等への接続についての管理者等の同意書
- (12) 隣除去装置を付加する場合にあつては、当該装置が県の認証を受けたことを証明する書類
- (13) 前条ただし書に規定する場合にあつては、現に使用していることを証明する書類及び撤去処分費用の見積書
- (14) 法第42条に規定する浄化槽設備士の免状の写し。ただし、昭和62年以前の浄化槽設備士の資格者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定

通知書（様式第3号）により、それぞれ通知する。

（補助金の申請内容の変更）

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同条第2項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更又は中止若しくは廃止の承認をした場合は、変更承認通知書（様式第5号）により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の完了報告）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに工事完了届兼完成検査願（様式第6号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査をし、補助事業がこの要項の規定に適合すると認めたときは、完成検査済証（様式第7号）を交付する。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して60日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条に規定する検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- (2) 工事写真
- (3) 工事完成平面図
- (4) 工事費請求書又は領収書の写し
- (5) 第4条ただし書に規定する場合にあっては、既設単独処理浄化槽撤去結果報告書
- (6) 施工状況チェックリスト
- (7) 住民票の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第10条 市長は、前条の実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び交付条件等に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額

確定通知書（様式第9号）により、速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条の交付額確定通知書を受けた補助対象者は、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

（適正確認）

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にされた申請に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則（平成20年告示第18号）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にされた申請に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則（平成22年告示第49号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年告示第74号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年告示第72号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にされた申請に基づく補助金の交付については、なお従前の例による。

付 則（平成29年告示第55号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		補助額		
霞ヶ浦流域地 域外	通常型浄化槽又は高度処理型浄化槽	5人槽	294,000円	
		6～7人槽	342,000円	
		8～10人槽	459,000円	
霞ヶ浦流域地 域内	高度処理型浄化 槽	転換以外の場合	5人槽	533,000円
			6～7人槽	644,000円
			8～10人槽	787,000円
		転換の場合	5人槽	645,000円
			6～7人槽	772,000円
			8～10人槽	959,000円

備考 既設の単独処理浄化槽を撤去処分し、第2条に掲げる浄化槽を設置する場合は、上記の額に9万円を限度として加える。

様式第1号(第5条関係)

浄化槽設置事業費補助金交付申請書

年 月 日

下妻市長 様

住所
氏名
電話番号



年度において、浄化槽を設置したいので、下妻市浄化槽設置事業費補助金交付要項第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所の地名番地	
2 設置場所の区域	霞ヶ浦流域地域 内・外
3 交付申請額	円(通常・高度 人槽) 単独処理浄化槽撤去処分 無・有(円)
4 住宅等所有者	1 本人 2 共有(人) 3 その他()
5 着工予定年月日	年 月 日
6 事業完了予定年月日	年 月 日
7 添付書類	

(注) 署名は、自筆とすること。

様式第2号(第6条関係)

補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

下妻市長



年 月 日付で申請のあった浄化槽設置事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

第1 交付金額 円

第2 交付条件等

- 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 承認条件等
 - 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに市長に報告しなければならない。
- 工事完了届等
補助対象者は、補助金に係る事業完了後速やかに工事完了届兼完成検査願を提出して、市職員の検査を受けなければならない。
- 実績報告
補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して60日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- 補助金の確定等
市長は、5の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
- 補助金の交付等
補助金は、6の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

様式第3号(第6条関係)

補助金不交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

下妻市長 

年 月 日付で申請のあった浄化槽設置事業費補助金については、次の理由により不交付とします。

(理由)

様式第4号(第7条関係)

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

下妻市長 様

住所
氏名
電話番号



年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置事業費補助金について、申請の内容を次のとおり変更したいので承認願います。

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

(注) 署名は、自筆とすること。

様式第5号(第7条関係)

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日

様

下妻市長



年 月 日付けで変更承認申請のあった浄化槽設置事業費補助金について、申請のとおり承認します。

様式第6号(第8条関係)

工事完了届兼完成検査願

年 月 日

下妻市長 様

住所
氏名
電話番号



年 月 日付け 指令第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので届け出ます。

- 1 設置場所
- 2 工事完了年月日 年 月 日
- 3 完成検査希望年月日 年 月 日

(注) 署名は、自筆とすること。

様式第7号(第8条関係)

完 成 検 査 済 証

第 号
年 月 日

様

下妻市長



次に係る工事は、下妻市浄化槽設置事業費補助金交付要項第8条第1項の検査に合格したことを証明します。

設 置 場 所			
交 付 決 定 番 号		指 令 第 号	
種 類	製 造 業 者 名		
	名 称 (型 式)		
	型 式 認 定 番 号		人 槽
施 工 業 者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
工 事 完 了 年 月 日		年	月 日
検 査 年 月 日		年	月 日

様式第8号(第9条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

下妻市長 様

住所
氏名
電話番号



年 月 日付け 指令第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類

(注) 署名は、自筆とすること。

様式第9号(第10条関係)

補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

下妻市長



年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置事業費補助金については、次のとおりその額を確定したので通知します。

様式第10号(第11条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

下妻市長 様

住所
氏名
電話番号



年 月 日付け 第 号で額の確定のあった浄化槽設置事業費補助金を、次のとおり請求します。

請求金額	円	
補助金振込先	銀行・農協 金庫・組合 店	
	預金種目	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

(注) 署名は、自筆とすること。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第10条関係)

様式第10号 (第11条関係)